

社外からの評価

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス(DJSI World)は米国ダウ・ジョーンズ社とスイスのSAM(Sustainable Asset Management)が選んだサステナビリティ株式指標です。大和証券グループ本社は、同インデックス開始より13年連続でDJSI Worldの構成銘柄に採用されています。



FTSE4グッド・インデックス

FTSEは英国フィナンシャル・タイムズ紙とロンドン証券取引所の子会社で、世界的な投資インデックスの開発およびデータの提供を行なっています。大和証券グループ本社は、2006年9月より、FTSEの提供する責任投資指数FTSE4 グッド・インデックスの構成銘柄として6期連続で採用されています。



子育てサポート認定事業主マーク (愛称「くるみん」)

次世代育成支援対策推進法にもとづく厚生労働省の「次世代の育成支援に積極的に取り組む企業」の認定マークです。2008年6月9日付で取得した大和証券グループ本社に加え、大和証券、大和総研ホールディングス、大和総研、大和総研ビジネス・イノベーション、大和証券ビジネスセンターも「子育てサポート認定事業主マーク」(愛称「くるみん」)を取得しています。



ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスなど社員が働きやすい職場環境への取組みは、さまざまな外部組織から高い評価を受けています。2009年度には、厚生労働省が主催する「均等・両立推進企業表彰」で厚生労働大臣優良賞を受賞したのをはじめ、「第3回ワーク・ライフ・バランス大賞 組織部門 優秀賞」、「2009年につけい子育て支援大賞」、「第3回ダイバーシティ経営大賞 WLB部門賞」を受賞。2011年度には、日経WOMAN「女性が活躍する会社BEST100」において、総合7位・女性活用度部門3位となっています。

GRIガイドライン・ISO26000内容索引

アプリケーションレベルについて

大和証券グループでは、『大和証券グループCSR報告書2012』を作成するにあたり、GRIの「サステナビリティ・レポートガイドライン(第3.1版)」、ならびに「金融サービス業業種別補足文書(2008)」を参照しています。GRIは、報告書がGRIに準拠している度合いを示すため

に、同ガイドラインの規定に基づく準拠レベル(GRIアプリケーションレベル)を宣言することを推奨しています。本報告書はGRIアプリケーションレベル「B」の報告基準を満たしていると考えています。

GRIガイドライン 3.1・ISO26000内容索引

| 報告 | 記載ページ | ISO26000 | |
|-------------------|--|---|-------------|
| | | 中核主題等 | 項目 |
| 1. 戦略および分析 | | | |
| 1.1 | 組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明 | 社長メッセージ/会長メッセージ | 組織統治 6.2 |
| 1.2 | 主要な影響、リスクおよび機会の説明 | 社長メッセージ/会長メッセージ 証券ビジネスの社会的責任 CSRマネジメント(CSR課題・実績と目標) | |

2. 組織のプロフィール

| | | | | |
|------|--|-----------------------------|------|-----|
| 2.1 | 組織の名称 | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.2 | 主要なブランド、製品および/またはサービス | 大和証券グループの概要 証券ビジネスの社会的責任 | | |
| 2.3 | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造 | 大和証券グループの概要 | 組織統治 | 6.2 |
| 2.4 | 組織の本社の所在地 | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.5 | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名 | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.6 | 所有形態の性質および法的形式 | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.7 | 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む) | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.8 | 報告組織の規模 ・従業員数 ・事業拠点数 ・純売上高(民間組織について)あるいは純収入(公的組織について) ・負債および株主資本に区分した総資本(民間組織について) ・提供する製品またはサービスの量 | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.9 | 規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ・株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務(民間組織の場合) | 大和証券グループの概要 | | |
| 2.10 | 報告期間中の受賞歴 | 社外からの評価 | | |

3. 報告要素

| | | | | |
|-------------------|---|---------------------|----|-------|
| 報告書のプロフィール | | | | |
| 3.1 | 提供する情報の報告期間(会計年度/暦年) | 目次/編集方針 | | |
| 3.2 | 前回の報告書の発行日(該当する場合) | 目次/編集方針 | | |
| 3.3 | 報告サイクル(年次、半年ごとなど) | 目次/編集方針 | | |
| 3.4 | 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | 目次/編集方針 | | |
| 報告書のスコープおよびバウンダリー | | | | |
| 3.5 | 報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断 ・報告書内およびテーマの優先順位付け ・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定 | 企業理念・CSR重要課題 | | |
| 3.6 | 報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤーなど) | 目次/編集方針 | | |
| 3.7 | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する | 目次/編集方針 | | |
| 3.8 | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由 | 社員とのかかわり 環境への取組み | | |
| 3.9 | 報告書内での指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤 | 社員とのかかわり 環境への取組み | | |
| 3.10 | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など) | 該当せず | | |
| 3.11 | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更 | 大幅な変更なし | | |
| GRI内容索引 | | | | |
| 3.12 | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表 | 本表 | | |
| 保証 | | | | |
| 3.13 | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する | 第三者意見 | 検証 | 7.5.3 |

4. ガバナンス、コミットメントおよび参画

| | | | | |
|-------|---|-------------------------------------|------|-----|
| ガバナンス | | | | |
| 4.1 | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造) | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | | |
| 4.2 | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す) | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | | |
| 4.3 | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数と性別を明記する | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | 組織統治 | 6.2 |
| 4.4 | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム | 株主・投資家とのかかわり 社員とのかかわり(コミュニケーション) | | |
| 4.5 | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境のパフォーマンスを含む)との関係 | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | | |

| | | | | | |
|----------------------------|--|--|---|------|-----|
| 4.6 | | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | 組織統治 | 6.2 |
| 4.7 | | 経済、環境、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関と各委員会のメンバーの構成、適性および専門性を決定するためのプロセス。性別その他の多様性の指標を考慮に入れる | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | | |
| 4.8 | | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則 | 企業理念・CSR重要課題 | | |
| 4.9 | | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む | CSRマネジメント(CSR推進体制) | | |
| 4.10 | | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) | | |
| 外部のイニシアティブへのコミットメント | | | | | |
| 4.11 | | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明 | 経営管理(リスク管理)(ITガバナンス・情報開示・情報セキュリティ)(コンプライアンス) | | |
| 4.12 | | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ | 証券ビジネスの社会的責任 | | |
| 4.13 | | 組織が以下の項目に該当するような(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格 ・統治機関内に役職を持っている ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を超える実質的な資金提供を行っている ・会員資格を戦略的なものとして捉えている | 主な会員資格 ・日本経団連 ・日本証券業協会 ・厚生労働省「仕事と生活の調和モデル事業」 ・社会的責任に関する円卓会議 ・UNEP-FI ・PRI ・CDP ・グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク ほか | | |
| ステークホルダー参画 | | | | | |
| 4.14 | | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト ・市民社会 ・顧客 ・現地のコミュニティ ・株主および資本提供者 ・サプライヤー(供給者) ・従業員、その他の労働者および労働組合 | 企業理念・CSR重要課題 | | |
| 4.15 | | 参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準(どのグループに参画してもらい、また参画させないかの決定プロセス含む) | 企業理念・CSR重要課題 | | |
| 4.16 | | 種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ(調査、フォーカス・グループ、コミュニティ・パネル、企業訪問パネル、文書でのコミュニケーション、経営者/組合の構造、およびその他の手段を含む) | 企業理念・CSR重要課題 お客様とのかかわり 株主・投資家とのかかわり 社員とのかかわり 社会とのかかわり | | |
| 4.17 | | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか | お客様とのかかわり 株主・投資家とのかかわり 社員とのかかわり 社会とのかかわり | | |

5. マネジメントアプローチおよびパフォーマンス指標

経済

| | | | | |
|----------------------|----|--|---|---|
| マネジメントアプローチ | | 社長メッセージ/会長メッセージ ステークホルダーとの経済的かかわり | 組織統治 コミュニティ参画および発展 | 6.2 6.8 |
| 経済パフォーマンス指標 | | | | |
| 側面：経済的パフォーマンス | | | | |
| EC1. | 中核 | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出したおよび分配した直接的な経済価値 | 社会とのかかわり(大和証券グループの企業市民活動と支出金額) ステークホルダーとの経済的かかわり | コミュニティ参画および発展 コミュニティへの参加 富と所得の創出 社会的投資 6.8 6.8.3 6.8.7 6.8.9 |
| EC2. | 中核 | 気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会 | 証券ビジネスの社会的責任 | 気候変動緩和および適応 6.5.5 |
| EC3. | 中核 | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲 | 「年次報告書2012(ディスクロージャー誌)」(重要な引当金の計上基準)(退職給付金制度) | |
| EC4. | 中核 | 政府から受けた相当の財務的支援 | 影響は軽微 | |
| 側面：市場での存在感 | | | | |
| EC5. | 追加 | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した性別ごとの標準的新入社員賃金の比率の幅 | 事業特性上影響は軽微 | 差別および社会的弱者 労働条件および社会保護 コミュニティ参画および発展 6.3.7 6.4.4 6.8 |
| EC6. | 中核 | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務債行および支出の割合 | 事業特性上影響は軽微 | バリューチェーンにおける社会的責任 への働きかけ コミュニティ参画および発展 雇用の創出と技能向上 富と所得の創出 6.6.6 6.8 6.8.5 6.8.7 |
| EC7. | 中核 | 現地採用の手順、主要事業拠点での現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合 | 報告せず | コミュニティ参画および発展 雇用の創出と技能向上 富と所得の創出 6.8 6.8.5 6.8.7 |

| 側面：間接的な経済影響 | | | | | |
|-------------|----|---|--|---|--|
| EC8. | 中核 | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響 | 証券ビジネスの社会的責任 社会とのかかわり(2.ESG情報やCSR情報、ボランティアを社員に広めるための活動) | 経済、社会、文化的権利 コミュニティ参画および発展 コミュニティへの参加 教育と文化(間接的関連) 雇用の創出と技能向上 技術開発および技術へのアクセス(間接的関連) 富と所得の創出 社会的投資 | 6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9 |
| EC9. | 追加 | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述 | 該当せず | 経済、社会、文化的権利 バリューチェーンにおける社会的責任の働きかけ 財産権の尊重 必要不可欠なサービスへのアクセス(間接的関連) コミュニティ参画および発展 雇用の創出と技能向上 技術開発および技術へのアクセス(間接的関連) 富と所得の創出 社会的投資 | 6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.8 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9 |

環境

| | | | |
|-------------|--|------------|------------|
| マネジメントアプローチ | 環境への取組み(考え方・基本姿勢) 環境への取組み(環境マネジメント) | 組織統治 環境 | 6.2 6.5 |
|-------------|--|------------|------------|

| 環境パフォーマンス指標 | | | | | | | |
|------------------------|----|--|------------------------------|---|--------------------------------|--|--|
| 原材料 | | | | | | | |
| EN1. | 中核 | 使用原材料の重量または量 | 該当せず | 環境 持続可能な資源の使用 | 6.5 6.5.4 | | |
| EN2. | 中核 | リサイクル由来の使用原材料の割合 | 該当せず | | | | |
| エネルギー | | | | | | | |
| EN3. | 中核 | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | | | | |
| EN4. | 中核 | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | | | | |
| EN5. | 追加 | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | | | | |
| EN6. | 追加 | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、および、これらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量 | 環境への取組み(環境負荷低減に向けた取組み) | | | | |
| EN7. | 追加 | 間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量 | 環境への取組み(環境負荷低減に向けた取組み) | | | | |
| 水 | | | | | | | |
| EN8. | 中核 | 水源からの総取水量 | 環境への取組み(その他環境負荷) | | | | |
| EN9. | 追加 | 取水によって著しい影響を受ける水源 | 影響は軽微 | | | | |
| EN10. | 追加 | 水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合 | 報告せず | | | | |
| 生物多様性 | | | | | | | |
| EN11. | 中核 | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域内で、生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積 | 該当せず | 環境 環境保護、生物多様性、および自然 生息地の回復 | 6.5 6.5.6 | | |
| EN12. | 中核 | 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明 | 該当せず | | | | |
| EN13. | 追加 | 保護または復元されている生息地 | 該当せず | | | | |
| EN14. | 追加 | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画 | 報告せず | 環境 環境保護、生物多様性、および自然 生息地の回復 コミュニティへの参加 | 6.5 6.5.6 6.8.3 | | |
| EN15. | 追加 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する | 該当せず | 環境 環境保護、生物多様性、および自然 生息地の回復 | 6.5 6.5.6 | | |
| 側面：排出物、廃水および廃棄物 | | | | | | | |
| EN16. | 中核 | 重量で表記する、直接及び間接的な温室効果ガスの総排出量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | 環境 気候変動緩和および適応 | 6.5 6.5.5 | | |
| EN17. | 中核 | 重量で表記する、その他の関連ある間接的な温室効果ガスの総排出量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | | | | |
| EN18. | 追加 | 温室効果ガス排出量の削減のための率先取り組みと達成された削減量 | 環境への取組み(CO ₂ 排出量) | | | | |
| EN19. | 中核 | 重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量 | 影響が軽微 | 環境 汚染の予防 | 6.5 6.5.3 | | |
| EN20. | 中核 | 種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質 | 影響が軽微 | | | | |
| EN21. | 中核 | 水質および放出先ごとの総排水量 | 影響が軽微 | | | | |
| EN22. | 中核 | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量 | 環境への取組み(廃棄物の発生量とリサイクルの推移) | | | | |
| EN23. | 中核 | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量 | 該当せず | | | | |
| EN24. | 追加 | パーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIで「有害」とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割合 | 該当せず | | | | |
| EN25. | 追加 | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する | 該当せず | 環境 汚染の予防 持続可能な資源の使用 環境保護、生物多様性、および自然 生息地の回復 | 6.5 6.5.3 6.5.4 6.5.6 | | |

| 製品およびサービス | | | | | |
|-----------|----|--|------------------------|--|--------------------------------|
| EN26. | 中核 | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと、影響削減の程度 | 環境への取組み(環境負荷低減に向けた取組み) | 環境 持続可能な資源の使用 バリューチェーンにおける社会的責任への働きかけ 持続可能な消費 | 6.5 6.5.4 6.6.6 6.7.5 |
| EN27. | 中核 | カテゴリ別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合 | 該当せず | 環境 汚染の予防 持続可能な資源の使用 持続可能な消費 | 6.5 6.5.3 6.5.4 6.7.5 |
| 法令遵守 | | | | | |
| EN28. | 中核 | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | 該当せず | 環境 | 6.5 |
| 輸送 | | | | | |
| EN29. | 追加 | 組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響 | 報告せず | 環境 持続可能な資源の使用 バリューチェーンにおける社会的責任への働きかけ | 6.5 6.5.4 6.6.6 |
| 総合 | | | | | |
| EN30. | 追加 | 種類別の環境保護目的の総支出および投資 | 報告せず | 環境 | 6.5 |

社会

| 労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件) | | | | | |
|------------------------------------|----|---|---|--|--|
| マネジメントアプローチ | | | 社員とのかかわり | 組織統治 労働慣行 労働における基本的原則、権利 社員とのかかわり(考え方・基本姿勢) | 6.2 6.4 6.3.10 |
| 労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)のパフォーマンス指標 | | | | | |
| 雇用 | | | | | |
| LA1. | 中核 | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力。性別で内訳する | 大和証券グループの概要 社員とのかかわり | 労働慣行 雇用および雇用関係 | 6.4 6.4.3 |
| LA2. | 中核 | 新規雇用および従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳 | 社員とのかかわり(大和証券グループ 連結社員数)(雇用・採用における取組み) | 労働慣行 雇用および雇用関係 労働条件および社会的保護 | 6.4 6.4.3 6.4.4 |
| LA3. | 追加 | 主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利 | 社員とのかかわり(働きやすい職場環境への取組み) | 労働慣行 雇用および雇用関係 労働条件および社会的保護 | 6.4 6.4.3 6.4.4 |
| LA15. | 中核 | 性別ごとに示した育児休暇後の復職率と仕事への定着率 | 社員とのかかわり(働きやすい職場環境への取組み) | 労働慣行 労働条件および社会的保護 | 6.4 6.4.4 |
| 雇用関係 | | | | | |
| LA4. | 中核 | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合 | 社員とのかかわり(従業員組合との関係) | 労働慣行 雇用および雇用関係 労働条件および社会的保護 社会対話 労働における基本的原則および権利 | 6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5 6.3.10 |
| LA5. | 中核 | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間 | 報告せず | 労働慣行 雇用および雇用関係 労働条件および社会的保護 社会対話 | 6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5 |
| 労働安全衛生 | | | | | |
| LA6. | 追加 | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合 | 報告せず | 労働慣行 労働における安全衛生 | 6.4 6.4.6 |
| LA7. | 中核 | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合及び業務上の総死亡者数。地域別および性別ごとに示す。 | 報告せず | 労働慣行 労働における安全衛生 コミュニティ参画および発展 コミュニティへの参画 教育および文化 健康 | 6.4 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8 |
| LA8. | 中核 | 深刻な疾病に関して、労働者その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム | 社員とのかかわり(働きやすい職場環境への取組み) | 労働慣行 労働における安全衛生 コミュニティ参画および発展 コミュニティへの参画 教育および文化 健康 | 6.4 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8 |
| LA9. | 追加 | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ | 報告せず | 労働慣行 労働における安全衛生 | 6.4 6.4.6 |
| 研修および教育 | | | | | |
| LA10. | 中核 | 従業員のカテゴリ別、および性別による、従業員当たり年間平均研修時間 | 報告せず | 労働慣行 職場における人材育成および訓練 | 6.4 6.4.7 |
| LA11. | 追加 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム | 社員とのかかわり(人材の育成とスキルアップ) | 労働慣行 職場における人材育成および訓練 雇用創出および技能開発 | 6.4 6.4.7 6.8.5 |
| LA12. | 追加 | 定期的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合。性別による内訳を示す | 社員とのかかわり(人材の育成とスキルアップ) | 労働慣行 職場における人材育成および訓練 | 6.4 6.4.7 |
| 多様性と機会均等 | | | | | |
| LA13. | 中核 | 性別、年齢グループ、マイノリティグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成および従業員カテゴリ別の従業員の内訳 | 社員とのかかわり(雇用・採用における取組み) | 差別および社会的弱者 労働における基本的原則および権利 労働慣行 雇用および雇用関係 | 6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3 |

| | | | | | |
|--------|----|---------------------------------------|------|---|--|
| 男女同一報酬 | | | | | |
| LA14. | 中核 | 事業の主要なロケーションによる、従業員のカテゴリ別の基本給与と報酬の男女比 | 報告せず | 差別および社会的弱者労働における基本的原則および権利労働慣行 雇用および雇用関係 労働条件および社会的保護 | 6.3.7 6.3.10 6.4 6.4.3 6.4.4 |

| | | | | | |
|-------------|--|--|----------------------|---|--|
| 人権 | | | | | |
| マネジメントアプローチ | | | 人権啓発への取組み(人権に関する考え方) | 組織統治 人権 デューディリジェンス 人権に関する危機的状況 苦情解決 バリューチェーンへの社会的責任の働きかけ | 6.2 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.6 6.6.6 |

| | | | | | |
|-------------|----|--|---------------------------|---|---|
| 人権パフォーマンス指標 | | | | | |
| 投資および調達慣行 | | | | | |
| HR1. | 中核 | 人権条項を含むあるいは人権についての適正審査を受けた、重大な投資協定と契約の割合とその総数 | 人権保護への著しい懸念がある地域への事業展開はなし | 人権 デューディリジェンス 加担の回避 バリューチェーンへの社会的責任の働きかけ | 6.3 6.3.3 6.3.5 6.6.6 |
| HR2. | 中核 | 人権に関する適正審査を受けた、主なサプライヤー(供給者)および請負業者その他の業務パートナーの割合ととられた措置 | 人権保護への著しい懸念がある地域への事業展開はなし | 人権 デューディリジェンス 加担の回避 雇用および雇用関係 バリューチェーンへの社会的責任の働きかけ | 6.3 6.3.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6 |
| HR3. | 中核 | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間 | 人権啓発への取組み | 人権 加担の回避 | 6.3 6.3.5 |
| 無差別 | | | | | |
| HR4. | 中核 | 差別事例の総件数ととられた是正措置 | 該当せず | 人権 苦情解決 差別および社会的弱者労働における基本的原則および権利雇用および雇用関係 | 6.3 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3 |
| 結社の自由 | | | | | |
| HR5. | 中核 | 結社の自由および団体交渉の権利行使が犯されたか、あるいは著しいリスクにさらされるかもしれないと判断された業務および主要なサプライヤーと、それらの権利を支援するための措置 | 事業特性上当てはまりません | 人権 デューディリジェンス 人権に関する危機的状況 加担の回避 市民および政治的権利 労働における基本的原則および権利 雇用および雇用関係 社会対話 | 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.3 6.4.5 |
| 児童労働 | | | | | |
| HR6. | 中核 | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、主要なサプライヤー、児童労働の有効な廃止に貢献するための対策 | 児童労働のリスクがある業務はなし | 人権 デューディリジェンス 人権に関する危機的状況 加担の回避 | 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 |
| 強制労働 | | | | | |
| HR7. | 中核 | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、主要なサプライヤーと、あらゆる強制労働の防止に貢献するための対策 | 強制労働のリスクがある業務はなし | 差別および社会的弱者労働における基本的原則および権利 バリューチェーンにおける社会的責任への働きかけ | 6.3.7 6.3.10 6.6.6 |
| 保安慣行 | | | | | |
| HR8. | 追加 | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合 | 事業特性上影響が軽微 | 人権 加担の回避 雇用および雇用関係 バリューチェーンにおける社会的責任への働きかけ | 6.3 6.3.5 6.4.3 6.6.6 |
| 先住民の権利 | | | | | |
| HR9. | 追加 | 先住民の権利に関係する違反事例の総件数ととられた措置 | 該当せず | 人権 苦情の解決 差別および社会的弱者 市民および政治的権利 財産権の尊重 | 6.3 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 |
| 評価 | | | | | |
| HR10. | 中核 | 人権に関する適性審査および/または影響アセスメントの対象となっている事業の割合と総数 | 報告せず | 人権 デューディリジェンス 人権に関する危機的状況 加担の回避 | 6.3 6.3.3 6.3.4 6.3.5 |
| 改善 | | | | | |
| HR11. | 中核 | 人権に関する苦情申し立ての件数。公式な苦情申し立てのシステムを通じて指摘され、解決されたもの | 報告せず | 人権 苦情の解決 | 6.3 6.3.6 |

| 社会 | | | | | |
|-------------|----|---|---------------------------------------|---|--------------------------------|
| マネジメントアプローチ | | | 社会とのかかわり(考え方・基本姿勢) コンプライアンス | 組織統治 公正な事業慣行 コミュニティ参画と発展 | 6.2 6.6 6.8 |
| 社会パフォーマンス指標 | | | | | |
| コミュニティ | | | | | |
| SO1. | 中核 | 現地コミュニティへの参画、影響アセスメント、開発プログラムの実施に関わっている事業の割合 | 事業特性上影響が軽微 | 経済的・社会的・文化的権利 コミュニティ参画と発展 コミュニティへの参画 社会的投資 | 6.3.9 6.8 6.8.3 6.8.9 |
| SO9. | 中核 | 現地のコミュニティに対して見過ごすことのできない負の影響がありうる、または実際に負の影響があった事業拠点 | 該当せず | 経済的・社会的・文化的権利 汚染の予防 | 6.3.9 6.5.3 |
| SO10. | 中核 | 現地のコミュニティに対して見過ごすことのできない負の影響がありうる、あるいは実際に負の影響があった事業拠点に対して取られた予防策あるいは緩和策 | 該当せず | 環境保護・生物多様性・自然生息地の回復 コミュニティへの参画と発展 | 6.5.6 6.8 |
| 不正行為 | | | | | |
| SO2. | 中核 | 不正行為に関するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数 | 経営管理 (ITガバナンス・情報開示・情報セキュリティ) リスク管理 | 公正な事業慣行 汚職防止 | 6.6 6.6.3 |
| SO3. | 中核 | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合 | 経営管理(コンプライアンス) | | |
| SO4. | 中核 | 不正行為事例に対応してとられた措置 | 該当せず | | |
| 公共政策 | | | | | |
| SO5. | 中核 | 公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動 | 報告せず | 公正な事業慣行 責任ある政治関与 コミュニティ参画 | 6.6 6.6.4 6.8.3 |
| SO6. | 追加 | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額 | 報告せず | | |
| 反競争的な行動 | | | | | |
| SO7. | 追加 | 反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果 | 該当せず | 公正な事業慣行 公正な競争 財産権の尊重 | 6.6 6.6.5 6.6.7 |
| 法令遵守 | | | | | |
| SO8. | 中核 | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数 | 該当せず | 公正な事業慣行 汚職防止 財産権の尊重 富と所得の創出 | 6.6 6.6.3 6.6.7 6.8.7 |

| 製品責任 | | | | | |
|-------------------|----|---|--|---|--|
| マネジメントアプローチ | | | ITガバナンス・情報開示・情報セキュリティ お客様とのかかわり(考え方・基本姿勢) | 組織統治 公正な事業慣行 消費者課題 | 6.2 6.6 6.7 |
| 製品責任のパフォーマンス指標 | | | | | |
| 顧客の安全衛生 | | | | | |
| PR1. | 中核 | 製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリの割合 | 事業特性上当てはまらず | 経済、社会、および文化的権利 バリューチェーンにおける社会的責任の働きかけ 消費者課題 | 6.3.9 6.6.6 6.7 6.7.4 6.7.5 |
| PR2. | 追加 | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に掲載 | 事業特性上当てはまらず | 消費者の安全衛生の保護 持続可能な消費 | 6.7.4 6.7.5 |
| 製品およびサービスのラベリング | | | | | |
| PR3. | 中核 | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合 | お客様とのかかわり(お客様との信頼関係強化) | 消費者課題 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、および公正な契約慣行 消費者の安全衛生の保護 持続可能な消費 | 6.7 6.7.3 6.7.4 6.7.5 |
| PR4. | 追加 | 製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | 該当せず | 消費者へのサービス、支援ならびに苦情、および紛争の解決 教育と意識向上 | 6.7.6 6.7.9 |
| PR5. | 追加 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行 | お客様とのかかわり(お客様の声を活かす仕組み) | 消費者課題 消費者の安全衛生の保護 持続可能な消費 消費者へのサービス、支援ならびに苦情、および紛争の解決 必要不可欠なサービスへのアクセス 教育と意識向上 | 6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9 |
| マーケティング・コミュニケーション | | | | | |
| PR6. | 中核 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム | お客様とのかかわり(お客様との信頼関係強化) | 消費者課題 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、および公正な契約慣行 消費者へのサービス、支援ならびに苦情、および紛争の解決 教育と意識向上 | 6.7 6.7.3 6.7.6 6.7.9 |
| PR7. | 追加 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載 | 該当せず | | |

| 顧客のプライバシー | | | | | |
|-----------|----|--|------|------------------------------------|--------------|
| PR8. | 追加 | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数 | 該当せず | 消費者課題 消費者データ保護およびプライバシー | 6.7 6.7.7 |
| 法令遵守 | | | | | |
| PR9. | 中核 | 製品およびサービスの提供および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額 | 該当せず | 消費者課題 消費者サービス、支援ならびに苦情、および紛争の解決 | 6.7 6.7.6 |

金融サービス業種別補足文書(2008)

| 指標 | | 記載ページ | |
|---------------------------------------|----|---|--|
| 製品およびサービスの影響(金融業特有のマネジメントアプローチに関する開示) | | | |
| FS1. | 中核 | 事業活動を進めるにあたって適用する環境ならびに社会的要素に関する方針 | CSRマネジメント(CSR推進体制) |
| FS2. | 中核 | 事業活動における環境ならびに社会的リスクを調査しスクリーニングする手順 | 報告せず |
| FS3. | 中核 | 契約や取引に含まれる環境や社会的要請に対する、顧客の活動状況や法令遵守に関するモニタリングの方法 | 経営管理(コンプライアンス) |
| FS4. | 中核 | 事業活動に適用する環境・社会的方針や手順に関する従業員の履行能力を向上させるための方法 | CSRマネジメント(CSR推進体制) 社員とのかかわり(人材の育成とスキルアップ) |
| FS5. | 中核 | 環境・社会的なリスクならびに機会に関する顧客、投資家、取引先との相互作用 | お客様とのかかわり(お客様との信頼関係強化) 株主・投資家とのかかわり |
| 製品およびサービスの影響(パフォーマンス指標) | | | |
| 製品ポートフォリオ | | | |
| FS6. | 中核 | 事業(投資や金融商品など)の構成。地域別、零細・中小・大規模などの規模別、業種別割合 | 大和証券グループの概要 証券ビジネスの社会的責任 |
| FS7. | 中核 | 目的別に分類した事業ごとの社会的利益に貢献することを目的に設計された商品やサービスの金額 | 証券ビジネスの社会的責任 |
| FS8. | 中核 | 目的別に分類した事業ごとの環境保全に貢献することを目的に設計された商品やサービスの金額 | 証券ビジネスの社会的責任 |
| 監査 | | | |
| FS9. | 中核 | 環境・社会に関する方針やリスクアセスメントの履行に関する監査の対象範囲とその頻度 | 経営管理(コーポレート・ガバナンス) |
| 行動的な株式所有 | | | |
| FS10. | 中核 | (機関)投資のポートフォリオに占める、報告組織が環境または社会的課題に関する相互作用をもつ投資(資産)比率と企業数 | 報告せず |
| FS11. | 中核 | 環境あるいは社会的な、ポジティブならびにネガティブスクリーニングにかけた資産の比率 | 証券ビジネスの社会的責任 |
| FS12. | 中核 | 報告組織が議決または議決権行使への助言の権利を有する株式にかかわる、環境あるいは社会的課題に関する議決権行使の方針 | 証券ビジネスの社会的責任 |
| 社会(パフォーマンス指標) | | | |
| コミュニティ | | | |
| FS13. | 中核 | 過疎地や経済的に恵まれない地域へのアクセスポイント(事業拠点や窓口) | 該当せず |
| FS14. | 中核 | 不利な立場にある人々への金融サービス改善に向けた率優先した行動 | お客様とのかかわり(お客様との信頼関係強化) 社会とのかかわり(4.財団・NPO等を通じた地域社会・国際社会への助成活動) |
| 製品責任(パフォーマンス指標) | | | |
| FS15. | 中核 | 商品やサービスの公平(適正)な企画ならびに販売に関する方針 | お客様とのかかわり(お客様との信頼関係強化) |
| 製品責任(パフォーマンス指標) | | | |
| 製品およびサービスのラベリング | | | |
| FS16. | 中核 | 率先して行う、受益者タイプ別の金融リテラシー強化に向けた活動 | CSRマネジメント(CSR課題・実績と目標) 社会とのかかわり(1.経済・金融分野での教育・研究活動) |